

やまなし外国人活躍企業支援事業費 補助金のご案内

県内に事業所を有する中小企業者等の外国人の受入と定着・活躍を促進するため、外国人の日本語能力向上につながる取り組みを支援します。

補助対象となる事業

外国人労働者の日本語能力向上のための日本語学習に関する事業

補助対象者

「やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワーク」(※)に参加している県内に事業所を有する中小企業者、社会福祉法人、医療法人及び公益法人。ただし、新たに外国人を雇用する場合に限る。

※ 外国人の労働環境適正化を進めるための官民ネットワーク。一定の要件により参加可能。

申請方法

山梨県ホームページ（以下URL）から申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の宛先まで持参又は郵送してください。

https://www.pref.yamanashi.jp/danjo-kyosei/gaikokujin_katsuyaku_hojokin.html

【宛先】

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県多様性社会・人材活躍推進局

男女共同参画・外国人活躍推進課 外国人活躍推進担当

＜補助金申請書受付係＞

TEL: 055-223-1539 FAX: 055-223-1320

申請受付期間

令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）まで（随時受付）

※ ただし、申請額が予算上限額に達した時点で受付を終了します。



交付申請は、1社当たり年度内1回限りとさせていただきます。

補助内容

対象事業	補助対象経費（主なもの）	補助率	補助上限額
日本語教室への参加、オンラインレッスンの受講などの生活に関する日本語学習に関するもの	<ul style="list-style-type: none">講師の謝金及び旅費教材費及び印刷費、消耗品費会場使用料受講料及び交通費入国後講習（研修）経費日本語能力試験の受験料	1/2	100万円

※ 上記に掲げる対象経費に当てはまるか判断に迷うものがある場合には、事前に担当者へお問い合わせください

対象事業の要件

外国人労働者の日本語能力向上のための日本語学習に関する事業

- 日本語学習の機会が継続的に得られるものであること。
- 日本語学習の成果を測るため、日本語能力試験を受験させること。
- 座学によらない形式での学習も可。
- 入国後講習（研修）のみの申請は不可。

よくあるお問い合わせ

Q：補助対象となる事業の具体的なイメージは？

A：外国人の日本語学習の機会が継続的に得られる事業であるかという点を審査基準としています。具体的な事例は、生活に関する日本語学習に関するもの・日本語教室への参加・プライベートレッスンの受講・オンラインレッスンの受講などです。

※専門技術習得のための研修受講費は対象外です。

ここに挙げたのは一例ですので、申請を検討される場合は、具体的な内容とともに担当者へご相談ください。

Q：外国人に自主学習をしてもらうための教材費は対象になりますか？

A：単に教材を購入して外国人に支給するのみでは、対象となりません。

この補助制度では、企業等が主導的に、外国人の日本語学習の機会を提供し、日本語能力の向上を支援する取り組みを対象としています。このため、一定の知識や経験を有する指導者のもとで学習機会が得られる日本語教室等への参加を推奨します。

Q：やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワークへの参加が必要ですか？

A：補助金交付申請の前に「やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワーク」への加入が必要です。交付申請をお考えの際は、先ずネットワークへの加入手続きを行ってください。

Q：事業実施期間の設定はどのように行いますか？

A：事業開始は交付決定日以降に可能となりますので、事業開始予定日は余裕をもった日付で交付申請を行ってください。入国後講習の経費も申請される場合は、外国人が入国する日以前の日付で設定する必要があります。

事業完了予定日は、実績報告のための日本語試験の結果公表日及び補助対象経費の支払いが完了し領収書が発行される日を考慮した日付で設定してください。最大で2月末日までです。